

令和6年度

高齢者等の新型コロナワクチン接種のお知らせ

旭川市に住民登録している65歳以上の方等を対象に新型コロナウイルス感染症予防接種を実施します。

●対象者

接種の際に旭川市に住民登録されている方で、次の(1)、(2)のいずれかに該当し、接種を希望される方

- (1) 接種当日に65歳以上の方
- (2) 接種当日に60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、これらのいずれかの障害として、障害等級1級相当の障害を有する方

●実施期間

令和6年10月1日(火)～令和7年3月31日(月)

●実施場所

旭川市高齢者等新型コロナウイルス感染症定期予防接種実施医療機関(※市民こうほう「あさひばし」10月号等をご覧ください。なお、掲載されている医療機関以外で接種した場合、本予防接種の対象外となり、各医療機関で定めた料金(全額自己負担)が発生します。)

●接種対象回数

実施期間中1回のみ。

※2回目以降は対象外です。医療機関から指定される金額をお支払いください。

●接種費用

3,000円

※実施期間中1回のみ。2回以上接種すると、その分の費用を医療機関から請求される場合があります。

※市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯の世帯員の方は、次ページの証明になるものを提示すると免除。

●持ち物

- (1) 接種当日65歳以上の方

マイナンバーカードや健康保険証等、本人及び住民登録上の住所・年齢等を確認できるもの

- (2) 60歳以上65歳未満で対象となる方

(1)の持ち物に加えて、身体障害者手帳

- (3) 自己負担金が免除になる方

(1)の持ち物に加えて、次の「自己負担金が免除になる方の証明について」に書かれている「証明に必要なもの」

※ 接種の際に、次の証明になるものを御提示いただかなければ免除になりませんので御注意ください。
また、払戻しの対応はできませんので御注意ください。

●接種費用が免除(無料)になる方の証明について

免除対象者	証明に必要なもの
生活保護受給世帯 の世帯員	保護手帳
<p style="text-align: center;">世帯全員が非課税 (市民税非課税世帯の世帯員) ① 又は ②</p>	<p>① 令和6年度介護保険料納入通知書 ※再発行不可 (介護保険課より7月に郵送しています。) ※「保険料の計算」頁の左下にある「保険料計算の内訳(あなたの保険料の内訳)部分の「世帯課税区分欄」に「非課税」と記載されているもの</p> <p>② 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 (有効期限内のもの。) ※適用区分が「区分Ⅰ」または「区分Ⅱ」と記載されているもの ※後期高齢者医療制度に加入している方が必要に応じて申請した場合に交付されるため、すべての方がお持ちのものではありません。)</p>

○市民税非課税世帯で、対象者の(2)に該当する方及び上記の証明①・②をお持ちでない方は「非課税世帯確認証」の発行が必要になります。

非課税世帯確認証の発行場所(窓口)

- ・保健所保健予防課保健予防係(旭川市7条通9丁目 総合庁舎4階)
- ・市内各支所や東部まちづくりセンター

※郵送・お電話での申請・発行はできません。

発行手続きに必要なもの

- ・手続きに来られる方の「本人確認書類(マイナンバーカードや健康保険証等)」
- ・同じ世帯の方の「印鑑(スタンプ印は不可)」

必要に応じて必要なもの

- ・今年1月以降に転入されてきた方は、「前住所地の課税証明書」(現在、住民票上同じ世帯になっている方全員の分)が必要です。
- ・手続きに来られる方が住民票上別世帯の場合は、委任状が必要となります。

高齢者等の新型コロナワクチン接種を受けられる方へ

よくお読みいただき、「予診票」（予防接種の可否等を調べる書類）に当日の健康状態を記入し、接種を受けてください。

1 新型コロナウイルス感染症の予防

新型コロナワクチンは、接種すれば絶対にかからないというものではありませんが、ある程度の発病を阻止する効果があり、また、たとえかかっても症状が重くなることを阻止する効果があります。ただし、この効果も100%ではないことに御留意ください。したがって、新型コロナウイルス感染症を予防するためには、手洗いや十分な換気、不特定多数の人がいるような混雑した場所ではマスクを着用することが有効とされています。

2 予防接種の有効性

- ・新型コロナワクチンは、高齢者の発病防止や特に重症化防止に有効であることが確認されています。厚生労働省の資料によると、65歳以上の高齢者で3～6回接種した方は、最後の接種から6か月以降でも、ワクチン接種なしに比べて入院予防効果が68.4%あるとされています。
- ・予防接種を受けてから新型コロナウイルス感染症に対する抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、少なくとも半年程度は効果が持続するとされています。

3 新型コロナワクチン接種の副反応

- ・疼痛、倦怠感、熱感、頭痛、発熱、腫脹等を認めることがありますが、通常数日以内に消失します。
- ・まれに接種直後から数日中に、紅斑、接種部位の痛み等があらわれることがあります。
- ・重大な副反応として、まれに、ショック、アナフィラキシー、心筋炎、心膜炎等があらわれることがあり、そのほとんどは接種後30分以内に生じます。
- ・その他の副反応として、IgA腎症、末梢神経障害、薬疹、急性心筋炎、リウマチ性多発筋痛、微小変異型ネフローゼ症候群等があらわれる報告がされています。

4 予防接種を受けるにあたっての注意点

(1) 一般的注意

- ・この予防接種は、接種を受けることの法律的な義務はなく、自らの意思と責任で御本人が希望する場合にのみ接種を行います。
- ・気になることやわからないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師、看護師、保健所に質問しましょう。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。
- ・予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。基本的には、接種を受けるご本人が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

(2) 予防接種を受けることができない人

- ・明らかに発熱のある人
一般的に、体温が37.5℃以上の場合を指します。
- ・重篤な急性疾患にかかっていることが明らかの人

急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性もあるので、その日は見合わせるのが原則です。

- ・新型コロナワクチン接種に含まれる成分によってアナフィラキシーを起こしたことが明らかな人
アナフィラキシーというのは通常接種後おおむね30分以内に起きるひどいアレルギー反応です。発汗、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐（おうと）、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。
- ・その他、医師が接種不適当な状態と判断した人

(3) 予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人

- ・過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ・心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患のある方
- ・過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状がでた方
- ・過去にけいれんを起こしたことがある方
- ・ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある方

※慢性的な病気のある方もワクチンを接種できる場合が多く、むしろ、コロナウイルスに感染した場合、重症化するリスクが他の方よりも高いため、接種のメリットが大きいと考えられます。一方、ワクチン接種は体調のよいときに受けるのが基本ですので、病状が悪化しているなど不安のある場合はあらかじめ主治医と相談してください。

(4) 予防接種を受けた後の一般的な注意事項

- ・予防接種を受けた後24時間は健康状態の変化に注意してください。特に、接種直後の30分間は、急激な健康状態の変化が起こることがありますので、医師（医療機関）とすぐに連絡を取るようにしておきましょう。
- ・接種当日は普段通りの生活をしてかまいませんが、接種部位を清潔に保ち、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
- ・入浴は差し支えありませんが、注射した部分を強くこすことはやめましょう。

(5) 副反応が起こった場合

- ・一般的にワクチン接種では、一時的発熱や接種部位の腫れ・痛みなどの比較的小く起きる副反応以外にも、副反応による健康被害（病気になったり、障がいが残ったりすること）が生じることがあります。きわめてまれではあるものの、不可避的に発生することから救済制度が設けられています。
- ・予防接種後、まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に、他の病気がたまたま重なってあらわれることがあります。予防接種後、体調が悪くなった場合は医師（医療機関）の診察を受けてください。
- ・本予防接種による重篤な副反応が発生し、因果関係があると厚生労働大臣が認めた場合には、医療費及び医療手当等、予防接種法による一定の給付を受けられる場合があります。

【旭川市ホームページ】
副反応・健康被害救済制度・接種間違いについて



【問合せ先】旭川市保健所 保健予防課 保健予防係

住所：旭川市7条通9丁目 総合庁舎4階 電話：25-6237